

好事例集・開示保証WGの議論を参考に

サステナビリティ関連情報 開示の動向とポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

廣橋 里美

【この章のエッセンス】

●金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、サステナビリティ基準委員会(以下、「SSB」という)が開発中のサステナビリティ開示基準(以下、「SSB J基準」という)および保証制度の適用対象および適用時期等に関する議論が行われている。

●将来的なSSB J基準の適用(任意適用を含む)を見据え、有価証券報告書のサステナビリティ開示の拡充を図ることが期待されている。

はじめに

2023年1月31日の「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という)等の改正により、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方や取組」の記載欄が新設された。「サステナビリティに関する考え方や取組」の開示については、現状、サステナビリティに関する詳細な開示基準がないなか、どのような開示が投資家にとって有用な情報であるか、企業側においては毎期試行錯誤が重ねられている。これに対し、金融庁は、開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組みとして、上場企業を対象に「記述情報の開示の好事例に

する勉強会」を開催し、そこでの議論をまとめた「記述情報の開示の好事例集」を毎年公表している。

2025年3月にはSSB J基準の確定が予定されており、2025年3月期よりSSB J基準の任意適用が可能となる見込みである。また、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、「ワーキング・グループ」という)では、SSB J基準に基づく開示や当該開示に対する保証の適用対象や適用時期等について、議論が進められている。

本章では、サステナビリティ開示を取り巻く状況変化のもと、2025年3月期の有価証券報告書においてサステナビリティ開示を行うにあたり、拙稿「2年目のサステナビリ

ティ関連情報開示のポイント」(本誌2024年12月20号(No.1730))に加えて、留意すべきポイントを解説する。なお、文中意見にわたる部分は私見であることを申し添える。

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」

ワーキング・グループは、サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、わが国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うにあたって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うため、設置された(ワーキング・グループ(第1回)資料1「諮問文」)。次の観点より、2024年3月に第1回のワーキング・グループが開催され、2024年12月までに計5回、サステナビリティ開示と保証に関する議論が行われている。

●開示

SSB J基準の公開草案が20